

きのくに生活情報誌

くらしのとびら

2015 秋 号

発行

和歌山県消費生活センター
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
TEL 073-433-1551

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>

消費者ホットライン

電話番号は

い や や
「188」



このようなことでお困りではないですか

個人情報がもれています、
という電話がかかってきた



ネット中、突然アダルトサイトに
登録されてしまった



無料点検後に高額な契約を
してしまった



健康器具の無料体験に通って
高額な機器を契約してしまった



困ったときは一人で悩まず、まずは消費者ホットライン188にご相談下さい。
お近くの消費生活センターや、市町村の消費生活相談窓口をご案内します。

イラスト：鈴木 薫

消費生活サポーターが地域で見守り活動をしています



みかすけくん、この前近所を散歩しているとき、「和歌山県消費生活サポーター」と書いた登録証をつけた人を見かけたんだけど、消費生活サポーターってなにかしら？



みかすけ

ああ、サポーターさんを見かけたんだね。地域で身近な方に消費生活情報を伝達して、消費者被害に遭わないよう地域で見守り活動をしているボランティアの方々だよ。

→県内各地に180名の消費生活サポーターがいます。

■和歌山・海草地方	56名	■那賀・伊都地方	31名	■有田・日高地方	50名
■西牟婁地方	27名	■東牟婁地方	16名		



見守り活動中のボランティアさんだったのね。具体的にはどんな活動をしているの。



例えば、県や市町村が発信する消費者被害防止のための情報を、地域の方やサークル活動の仲間に伝えて、注意喚起しているよ。それに、5月には地域のスーパーで行政と連携して街頭啓発を実施したよ。



そういえば、地元のスーパーで「消費生活で困ったら県や市町村の消費生活相談窓口相談して」とティッシュ配りをしていたわね。



地域での街頭啓発の様子



うん。他にもサポーターさんは、困っている人にクーリング・オフ*の方法を助言したり、消費生活相談窓口を紹介したりしているんだよ。

※クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内（契約書面を受領した日を含め8日間または20日間）であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。



地域に消費生活サポーターがいると、なんだか頼もしいわね。



そうだね。サポーターさん達は「消費生活サポーター養成講座*」を受講して、消費者問題について基礎的な知識を習得しているんだよ。さらに、サポーターになった後も「消費生活サポーター研修会」などで、悪質商法の最新の手法などを情報収集してるんだよ。

※次回は平成28年3月頃に開催予定



和歌山県消費生活サポーター研修会の様子



今度会ったら、「いつもありがとう」ってお礼を言うわ！

新しい食品表示が始まっています！

平成27年4月1日に食品表示法が施行され、新しい食品表示制度がスタートしました。（ただし、加工食品と添加物は5年間、生鮮食品は1年6か月、新制度に基づく表示へ移行する猶予期間が設けられています。）

今回は、食品表示の主な変更ポイントをご紹介します。



●加工食品の栄養成分表示が義務化されます。

熱量、タンパク質、脂質、炭水化物、食塩相当量が表示されます。（表1）

表1 表示例

栄養成分表示 1袋 30gあたり	
熱量	○○kcal
タンパク質	△△g
脂質	□□g
炭水化物	××g
食塩相当量	◎◎g

●アレルギー表示が変わります（表示が必要なアレルギー物質は変更ありません。）

表2 表示の例：アレルギー表示は下線部（下線は実際の商品にはありません。）

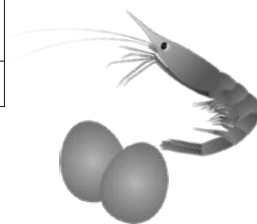
原材料名	小麦粉、砂糖、植物油脂（大豆を含む）、マヨネーズ（卵を含む）、マーガリン、でん粉
添加物	ソルビトール、膨張剤、香料、乳化剤、着色料(カラメル)

(1)原則として個別表記になりました。（表2）

- ・アレルギー物質を含む原材料の後に()書きで表示されます。
- ・同じアレルギー物質が繰り返される時は、省略できます。
- ・一括して表示することも可能です。

(2)原材料名からアレルギー物質が含まれることが分かるものにはアレルギー表示の必要はありませんでしたが、食品表示法では表示が必要になりました。

（例：原材料にマヨネーズを使用している場合、マヨネーズには卵が使用されていることがわかるので「卵」のアレルギー表示は不要でしたが、今後は「卵」のアレルギー表示が必要）



●原材料と添加物がわかりやすく区分され表示されます。


（添加物の欄を設けずに、原材料と添加物を「/」（スラッシュ）や改行により区分し表示している場合もあります）

機能性表示食品とは

食品のパッケージに機能性を表示できる食品は「特定保健用食品（トクホ）」及び「栄養機能食品」のみでしたが、平成27年4月から新しい「機能性表示食品」制度が始まり、すでに販売されています。

機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づき食品に機能性を表示するもので販売前に安全性及び機能性の根拠が消費者庁に届け出られた食品です。

- トクホとは異なり消費者庁の個別の審査や許可を受けたものではありません。
- 疾病の治療や予防を目的としたものではありません。
- 届け出られた情報は、消費者庁のホームページで公開されていますので、機能性表示食品を買う前、摂取する前にはその商品の情報を必ず確認しましょう。

	特定保健用食品（トクホ）	機能性表示食品（H27年4月～）	栄養機能食品
国の許可届出等	国が安全性と機能性（効き目・効用）の審査したうえで許可	届出のみ（事業者の責任において表示）	なし（基準に基づけば届出なしで表示可能）
商品例	健康に役立つ成分を含む食品（お茶、ガム、ヨーグルト等） 	健康に役立つ成分を含む食品	ビタミンやミネラル等を含む食品
効用等の表示例	「食後の血糖値の上昇を緩やかにします」 「歯の健康維持に役立つ商品です」 「血圧が高めの方に適しています」等	「おなかの調子を整えます」 「脂肪の吸収をおだやかにします」等	「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」等

健康の維持増進には「バランスの良い食生活」、「十分な睡眠」、「適度な運動」が基本です。

●子育て世代に送る

参加費無料

“暮らしの達人！知るぽると講座”のご案内

教育費や保険のこと、子育てのこと、賢く生活する“暮らしの達人”を目指して連続講座を受講してみませんか？

子供の一時保育も利用できます。（事前申込要）



- 【開催場所】 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 6階 602会議室
- 【開催日時】 11月6日から毎週金曜日 全4回 10:00~11:30
- 【定員】 先着30名（連続受講の方が優先です。空席があれば1回の受講も可能。）
- 【一時保育】 先着15名（1歳から小学2年生まで） 事前申込要・無料 10月22日（木）申込締切

	開催日	テーマ	講師
第1回	11月6日(金)	家計簿から考える教育費 ～どれだけかかる？ どれだけかける？～	金融広報アドバイザー 垣 由起 氏
第2回	11月13日(金)	医療保険・生命保険の節約術 ～本当に必要な保障を考える～	金融広報アドバイザー 垣 由起 氏
第3回	11月20日(金)	スマホやネットに潜む危険 ～何気ない投稿から起きる情報漏洩～	NIT情報技術推進ネットワーク 松尾由香里 氏
第4回	11月27日(金)	子供のしつけと金銭教育 ～子育てで大切にしたいこと～	金融広報アドバイザー 前田 忠 氏

【申込方法】 電話・ファックス・郵送で、
①参加者氏名 ②住所 ③電話番号 ④一時保育希望の有無を下記まで御連絡下さい。

問い合わせ・申込み先 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）
TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904
<http://www.wakayama-kinkoui.jp/>（案内チラシをホームページに掲載しています。）

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
ご相談・お問い合わせは
お近くの市町村
消費生活相談窓口か
県消費生活センターへ
（相談は無料です）

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
（土・日・祝日、年末年始は休み）

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【開設時間】 午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

